

7月号は「第33回和紙の里文化フェスティバル」開催報告を掲載します

山に入られる方ご注意ください

村内でイノシシ等の出没により、農作物等に被害が発生しているため、村では有害鳥獣の捕獲を行います。

実施の際は、事故防止に十分配慮いたしますが、山に入られる方ご注意ください。

農作物等の被害防止の目的をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

また、住民の皆さまにはイノシシ等の出没並びに被害の情報提供につきましてお願いいたします。

捕獲の期間 4月1日(日)～9月30日(日) 日の出から日没まで

捕獲の鳥獣 イノシシ、シカ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、サル、ヒヨドリ、カラス、カワウ、ゴイサギ

捕獲の区域 東秩父村全域(秩父高原牧場内は除く)

捕獲の方法 「銃器」・「足くくり罠」・「箱罠」

捕獲の従事者 小川猟友会東秩父支部会員等

問合せ 産業建設課 ☎82-1223

平成30年度第1回里親入門講座

私たちのまわりには、やむを得ない事情により、家族と暮らすことのできない子どもたちがいます。こうしたさまざまな背景を持つ子どもたちの家族となり、温かく成長を見守り育ててくれる里親さんを募集しています。そこで、里親制度について理解していただくために「第1回里親入門講座」を開催します。子育てや里親に関心のある方は、ぜひご参加ください。

日時 7月7日(土) 午後2時～4時

場所 川越児童相談所大会議室

内容 ①里親養育体験談 ②里親制度説明 ③個別相談

定員 40名(申込み順) **費用** 無料

申込み 6月1日(金)からお電話にて受付けます。

問合せ 川越児童相談所 ☎049-223-4152

平成30年度税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

受験資格 1 平成30年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成31年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの者
2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

試験の程度 高等学校卒業程度

申込方法等 【インターネット申込み(原則)】

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

6月18日(月) 午前9時～27日(水) [受信有効]

【郵送または持参による申込み】

○問合せ 第1次試験地を所轄する国税局(国税事務所)

試験日 第1次試験日 9月2日(日)

第2次試験日 10月10日(水)～19日(金)のいずれが第1次試験合格通知書で指定する日時

問合せ先 ○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課 ☎03-3581-5311 内線2332

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係 ☎048-600-3111 内線2097

第5回 成恵会チャリティー演奏会

日時 7月8日(日)

開場: 午後1時

開演: 午後1時30分

場所 国立女性教育会館(NWEC)

第1部 講演「視覚障害者支援」

(盲目の竹内昌彦先生をお迎えして)

第2部 楽器演奏: 惑星 ほか

第3部 オペラコンサート: ドン

タスクワアーレ椿姫 ほか

入場料 1,500円

定員 600名

チケット 埼玉県成恵会病院

販売 売店『SHOPフレンド』

問合せ ☎23-1221

埼玉県立東松山特別支援学校 学校公開日のお知らせ

本校は、知的障がいのある児童生徒が学んでいます。多くの皆さまに本校の様子を知っていただきたく、学校公開を実施します。この機会にぜひ、ご来校ください。

日時 6月12日(火)

・学校概要説明

午前9時40分～10時

・授業公開

午前10時～正午

場所 埼玉県立東松山特別支援学校

(東松山市野田1306-1)

※参観にあたり事前の申込みは不要ですが、「将来的に子どもの進学先の候補となる可能性がある」のでこの機会に見学したいという方は、お電話にて教頭もしくはコーディネーターまでご連絡ください。

問合せ ☎24-2611

農業は適正に使用しましょう

農業を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、他の作物への飛散に十分注意してください。

散布量は最低限にし、できるだけ、せん定や補殺など、農業以外の防除方法を検討しましょう。

やむを得ず農業を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに風向きなどに十分注意し、事故防止に努めてください。

また、誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、かぎをかけて安全に保管管理してください。使用するときは、飲食物の容器(ペットボトル等)を容器として用いないでください。

農業を廃棄するときは、専門業者に処理を委託するなど、各自責任を持って処分してください。

農業は本来の目的以外で使用しないでください。

6月は村民税第1期の納期です

税金は納期内に納めましょう